

電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件（平成二十三年総務省告示第四百一号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 高度通信施設整備事業</p> <p>一〇六（略）</p> <p>2 信頼性向上施設整備事業</p> <p>一 実施計画の認定の申請</p> <p>イ 実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類（2）から（4）までに掲げる書類については、基本指針2-1-1（x）に掲げる電気通信設備を整備する場合に限る。）を添えて提出するものとする。</p> <p>(1) (x) (略)</p> <p>(4) 当該実施計画により整備される電気通信設備が、首都直下地震緊急対策区域（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域をいう。以下同じ。）における特定情報通信用事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類</p> <p>ロ 基本指針2-1-1（x）に掲げる電気通信設備を設置する実施計画について法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、当該実施計画によ</p>	<p>1 高度通信施設整備事業</p> <p>一〇六（同上）</p> <p>2 信頼性向上施設整備事業</p> <p>一 実施計画の認定の申請</p> <p>イ 実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類（2）から（4）までに掲げる書類については、基本指針2-1-1（x）に掲げる電気通信設備を整備する場合に限る。）を添えて提出するものとする。</p> <p>(1) (x) (同上)</p> <p>(4) 当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十一条第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。）における特定情報通信用事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類</p> <p>ロ 基本指針2-1-1（x）に掲げる電気通信設備を設置する実施計画について法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、当該実施計画によ</p>

り整備される基本指針2二(1)(iv)、(x)及び(xi)に掲げる電気通信設備は、次の(1)及び(2)に掲げる電気通信設備の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) サーバー用の電子計算機 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) **首都直下地震緊急対策区域**以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

(ii) **首都直下地震緊急対策区域**における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

(2) 非常用電源装置及びルーター又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) **首都直下地震緊急対策区域**以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

(ii) (略)

二〇六 (略)

七 法第五条第三項に規定する認定計画に係る信頼性向上施設整備事業を実施する者は、当該認定計画に記載された信頼性向上施設を構成する基本指針2二(1)(x)に掲げるサーバー用の電子計算機及びこれと同時に設置される電気通信設備（基本指針2二(1)(iv)に掲げる非常用電源装置及び(xi)に掲げるルーター又はスイッチに限る。(1)において同じ。)を取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした場合、次に掲げる事項について総務大臣の定めるところにより総務大臣の証明を受ける

り整備される基本指針2二(1)(iv)、(x)及び(xi)に掲げる電気通信設備は、次の(1)及び(2)に掲げる電気通信設備の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) サーバー用の電子計算機 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) **東京圏**以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

(ii) **東京圏**における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

(2) 非常用電源装置及びルーター又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) **東京圏**以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

(ii) (同上)

二〇六 (同上)

七 法第五条第三項に規定する認定計画に係る信頼性向上施設整備事業を実施する者は、当該認定計画に記載された信頼性向上施設を構成する基本指針2二(1)(x)に掲げるサーバー用の電子計算機及びこれと同時に設置される電気通信設備（基本指針2二(1)(iv)に掲げる非常用電源装置及び(xi)に掲げるルーター又はスイッチに限る。(1)において同じ。)を取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした場合、次に掲げる事項について総務大臣の定めるところにより総務大臣の証明を受ける

ことができる。

(1) (略)

(2) **首都直下地震緊急対策区域**内に設置された施設及び**首都直下地震緊急対策区域**以外の地域内に設置された施設を利用して、特定情報通信業（自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業をいう。以下同じ。）を行う法人にあつては、当該法人の特定情報通信業の用に供する新設又は増設をした一の生産等設備（発電に係る設備を含む。以下同じ。）を構成する当該認定計画に記載されたサーバー用の電子計算機、非常用電源装置及びルーター又はスイッチ（以下この号において「サーバー用の電子計算機等」という。）の取得価額の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のものであること（当該サーバー用の電子計算機等の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）であること。

3 高度有線テレビジョン放送施設整備事業

一〇六 (略)

ことができる。

(1) (同上)

(2) **東京圏**内に設置された施設及び**東京圏**以外の地域内に設置された施設を利用して、特定情報通信業（自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業をいう。以下同じ。）を行う法人にあつては、当該法人の特定情報通信業の用に供する新設又は増設をした一の生産等設備（発電に係る設備を含む。以下同じ。）を構成する当該認定計画に記載されたサーバー用の電子計算機、非常用電源装置及びルーター又はスイッチ（以下この号において「サーバー用の電子計算機等」という。）の取得価額の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のものであること（当該サーバー用の電子計算機等の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）であること。

3 高度有線テレビジョン放送施設整備事業

一〇六 (同上)

信頼性向上施設整備事業実施計画認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号

ふりがな
住所
ふりがな
氏名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定により、信頼性向上施設整備事業の実施計画の認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画書（様式第八号）
- 2 事業者の施設による分類（様式第九号）
- 3 当該電気通信設備を設置する特定情報通信事業施設の所在地が確認できる書類
- 4 当該実施計画により整備される電気通信設備が、首都直下地震緊急対策区域 東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類

事業者の施設による分類

事業者の分類※ 1	内 容
I	<u>首都直下地震緊急対策区域 東京圏</u> ※ ² 内に設置された施設のみを利用して、特定情報通信業※ ³ を行う法人
II	<u>首都直下地震緊急対策区域 東京圏</u> 以外の地域内に設置された施設のみを利用して、特定情報通信業を行う法人
III※ ⁴	<u>首都直下地震緊急対策区域 東京圏</u> 内に設置された施設及び <u>首都直下地震緊急対策区域 東京圏</u> 以外の地域内に設置された施設を利用して、特定情報通信業を行う法人
IV	特定情報通信業を行うための施設を有しない法人

記載上の注意

- ※1 申請時点において、「事業者の分類」欄のうち該当するものを丸で囲むこと。
- ※2 「首都直下地震緊急対策区域 東京圏」とは、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項に規定する首都直下地震緊急対策区域をいう。~~多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 22 条第 1 項に規定する東京圏をいう。~~
- ※3 「特定情報通信業」とは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは又は一部の提供を行う事業をいう。
- ※4 事業者の分類がⅢに該当する事業者については、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 44 条の 5 第 1 項又は第 68 条の 26 第 1 項第 44 条の 5 及び第 68 条の 26の適用を受けるためには、第 2 項第 7 号 (2) の要件を満たす必要がある。

信頼性向上施設整備事業実施計画変更認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号

ふりがな
住所
ふりがな
氏名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項の規定により、信頼性向上施設整備事業の実施計画の変更に係る認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画の変更理由
- 2 実施計画の変更箇所
- 3 実施計画書（様式第八号）
- 4 事業者の施設による分類（様式第九号）
- 5 当該電気通信設備を設置する特定情報通信事業施設の所在地が確認できる書類
- 6 当該実施計画により整備される電気通信設備が、首都直下地震緊急対策区域 東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類

(省 略 し た 書 類)
※

記載上の注意※ 省略した書類の項目番号を記載すること。